

平成二十四年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

---

平成二十四年三月十四日（水曜日）

---

出席委員（十四名）

委員長 相馬勝治

副委員長 横山哲英

委員 奈良岡完治

清水孝夫

鶴賀谷 貴

藤林公正

工藤健一

浅利直志

前田信一

小野 稔

奈良岡文英

吉村忠男

佐々木政美

野呂日出男

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町 長

総務課長選管事務局長併任

平田博幸

三上 治

財 政 課 長  
税 務 課 長  
企 画 課 長  
住 民 課 長  
福 祉 課 長  
農政課長農委事務局長併任  
建 設 課 長  
上 下 水 道 課 長 補 佐  
会 計 管 理 者 会 計 課 長 兼 務  
常 盤 支 所 長  
選 管 委 員 長  
教 育 委 員 長  
教 育 長  
学 務 課 長  
生 涯 学 習 課 長  
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

能 登 谷 英 彦  
根 岸 鉄 二  
三 上 郁 雄  
浅 利 勇 蔵  
五 十 嵐 晋  
三 上 正 裕  
対 馬 猛 清  
阿 部 悟  
齋 藤 美 津 昭  
笹 森 末 八  
三 浦 秀 男  
鈴 木 政 治  
武 田 登  
加 福 哲 三  
小 杉 利 彦  
對 馬 一 孝

---

事務局職員出席者

事 務 局 長  
補 佐

奈 良 岡 信 彦  
佐 々 木 克 治

---

審 査 日 程

- 第 二 議案第二十七号 平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案  
第 三 議案第二十八号 平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案  
第 四 議案第二十九号 平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案  
第 五 議案第三十号 平成二十四年度藤崎町水道事業会計予算案  
第 六 議案第三十一号 平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案  
第 七 議案第三十二号 平成二十四年度藤崎町下水道事業会計予算案
- 

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十四年三月十四日

開 議 午前十時

○委員長（相馬勝治君）

おはようございます。

定刻になりましたので、予算特別委員会特別会計を……。

失礼、開会前に報告事項がありますので、事務局から説明させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

本日、神代表監査委員及び工藤農業委員会会長から所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各特別会計について、歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

審査日程に従い、議案第二十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第二十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計の予算案について、概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百三十一ページをお開き願ひします。

平成二十四年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十九億八千百万円となり、対前年度比〇・八％増となるものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

百四十三ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、一千六百四十九万四千元となり、国民健康保険資格者の六十五歳以上七十四歳までの高齢者に対し、特別徴収されるものであります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は三億六千三百八十二万円となるものであります。第三目の退職被保険者普通徴収国民健康保険税は二千五百八十六万二千元となるものであり、百四十四ページの国民健康保険税全体では四億六百十七万六千元となるもので、対前年度比二・二%増となるものであります。

第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は四億一千二百八万二千元となり、一般被保険者の療養給付費等に係る定率国庫負担金であります。第二目の高額医療費共同事業負担金は一千三百二十六万六千元となるものであり、高額医療費共同事業医療費拠出金に係る負担割合に基づくものであります。第三目の特定健康診査等負担金は四百三十万四千元となるものであり、前年度実績見込みを勘案し、四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査及び特定保健指導に係る費用に対する国庫負担金であります。

第二項第一目の財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて一億八千五百一千元となるものであり、前年度と同額を計上するものであります。

百四十五ページの第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は八千六百九十七万二千元となるものであり、六十五歳以下の現在、退職被保険者の方々の療養給付費等に係る交付金であります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、三億一千百九十九万一千元となるものであり、六十五歳以上七十四歳までの方々の療養給付費等に対する交付金であります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は四百三十万四千元となるものであり、前年度実績見込みを勘案し、四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査及び特定保健指導に係る費用に対する県負担金であります。第二

目の高額医療費共同事業負担金は一千三百二十六万六千円となるものであり、高額医療費共同事業医療費拠出金に対する負担割合に基づくものであります。第二項第一目の財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて、八千万円一千円とし、前年度と同額を計上するものであります。

百四十六ページの第七款共同事業交付金第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は四千三百五十五万二千元となるものであり、高額医療費に係る運営基盤の安定を図るため、高額医療費の一定額の八十万円を超える部分の額に対し、一定割合で交付されるものであります。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は一億七千七百十一万四千元となるものであり、高額医療費が三十万円を超えるものの八万円以上八十万円までの部分の額に対し一定割合で交付されるものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金は、二億二百九十三万一千円となるものであり、保険基盤安定繰入金を初めとする繰入金であり、国保財政の基盤安定化を図るため、それぞれ一般会計から繰入するものであります。

百四十七ページの第二項の第一目の財政調整基金繰入金は、財源不足を補てんするため、四千万円を繰入するものであります。

第十款繰越金及び百四十八ページまでの第十一款の諸収入までは、名目計上及び前年度と同額を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百五十一ページ、第一款総務費第一項第一目の一般管理費は二千四百三十八万八千円となり、職員人件費等の經常経費が主なものであります。第二目の連合会負担金は百六十二万三千元となるものであり、国保連合会に対する運営事務経費に係る負担金であります。

百五十二ページの第二項第一目の納税奨励費は三十七万七千円となるものであり、国民健康保険税の徴収等に係る経費であります。

第三項第一目の運営協議会費は二十七万八千円となるものであり、国保運営協議会に係る経費であります。

百五十三ページの第四項第一目の趣旨普及費は、前年度と同額の十万円を計上するものであり、町広報紙に国保情報の提供等に係る経費であります。第二款保険給付費は、歳出の大宗を占めるものであり、第一項療養諸費は十一億六千二百六十万九千円、第二項高額療養費一億二千五百二十五万八千円。百五十五ページの第四項出産育児諸費は七百九十八万四千円、第五項葬祭諸費は百八十万円を計上するものであり、保険給付費の合計額は十二億九千七百六十五万三千円となり、対前年度比〇・八％増となるものであります。

第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金及び第二目の後期高齢者事務費拠出金と合わせて二億四千七百六十四万七千円となるものであります。

百五十六ページでございます。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金及び第二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせて五十九万一千円となるものであり、前年度実績等を勘案し、計上したもので、いずれも支払基金へ納付するものであります。

第五款老人保健拠出金第一項第一目の老人保健拠出金及び第二目の老人保健事務費拠出金を合わせて五十二万円となり、前年度比五〇％減となるものであります。

第六款介護納付金第一項第一目の介護納付金は一億二千十七万四千円となるものであり、介護保険の第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満に係る介護納付金として支払基金へ納付するものであります。

百五十七ページの第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金は五千三百六万八千円、第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は一億九千八百三十二万八千円となるものであり、本事業は国保連が事業主体となって行う事業であり、高額医療費の財政安定化並びに運営基盤の安定を図るためのものであります。

第八款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は二千二百六万三千円となるものであり、平成二十年四月から保険者に義務付けられた特定健康診査及び特定保健指導を行うための職員人件費及び特定健康診査委託料を計上する

ものであります。

百五十八ページの第二項第一目の疾病予防費は百四十一万八千円となり、健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するためのものであります。

百五十九ページの第十款公債費第一項第一目の利子は、前年度と同額の五十万円を計上するものであり、一時借入金の利子に充てるものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は二百万円及び第二目の退職被保険者等保険税還付金は、二十万円を計上しており、過誤納金に係るものであり、第三目の償還金は前年度の国県負担金及び補助金等の返還金を見込み計上するものであります。第四目及び第五目は、一般被保険者及び退職被保険者還付金に係る還付加算金であります。

百六十ページの第十二款予備費は、緊急時の医療費等に不足が生じた場合等の充当財源、そしてまた予算調整により収支均衡を図るものでございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利君。

○浅利直志委員

百五十六ページですね、六款の介護納付金のことについてであります。

今、課長から説明があった六十五歳未満の人の介護に係る費用の納付金だということなんですけれども、昨年度と比べて三百六十万ほどふえているのですけれども、対象としてはふえる傾向なものなんでしょうか。どれぐらいの対象者が地域においてはあるものなんでしょうか。その辺、おおよその話でもよろしいですけれども、お知らせください。

○委員長（相馬勝治君）



住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

介護納付金につきましては、これ、支払基金の方で算出しておりますので、算出内容については特別わかりません。ただ、近年の動向を見ながら、四年間の平均で計上しております。こういったことで若干ふえているようでございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

そうしますと、支払基金といいますか、そちらの方でやっているから、具体的な動向、傾向だとか、そういうような詳しくはわからないけれども、平均をとっているんだということで理解しましたんです。

それで、ページ数ですね、基金にかかわることなんですけれども、四千万円ほど基金から取り崩しているわけですよ。課長は率直に財源不足を補てんすることなんだという説明をされておったんですけれども、その辺の事情は昨年度から比べれば、国保財政を安定する予算というものは今四千万円ぐらい減っているんですけれども、国保財政の見通しなどについてですね、どのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

基金の関係で今ご質問がございましたけれども、最近の基金の状況を見ますと、大分基金の額が減っております。昨年度二十二年度末で現在高で大体四千四百万円程度ございました。そのうち、いわゆる剰余金として二千百万円積み

立てしてございます。それで、二十三年度末では六千五百万円程度になります。ただ、新年度予算に四千万円を取り崩してございますので、実質は二千五百万円程度となっております。それで、最近の状況を見ますと、基金が少ないということもありますので、いわゆる財政安定化の支援事業の繰入金として繰入していただいております。平成二十年度ベースで大体二千五百万円程度、いわゆる交付税措置されている分については、繰り入れしていただいていると。さらに、二十二年度に入りますと、一億一千四百万円繰り入れしていただいております。二十三年度に当初では一億四千五百万円、実質最後で一億円という状況でおさまっております。ただ、二十四年度におきましても、安定化では九千万円繰り入れしていただいているという状況でございますので、国保の財政状況というのは非常に厳しいものだというふうには考えております。全国ベースで言いますと、赤字になっている市町村が大分ふえてきているという状況でございます。ただ、国保については後期との関連がございまして、今後新たな高齢者医療というものがこれから始まろうとしてございますけれども、まだいつ始まるのかというのはまだ明確な形では示されてございませんので、この段階で町が税率をどうのこうのというのはちょっと早いのか、そしてまた、どうしてもだめな場合は、税率を変更するというのも、引き上げも含めて考えなければならないとは思いますが、現段階で状況を若干見ているという感じでございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

今の歳入ベースの百四十六ページと百四十七ページにかかわることではございました。

それでですね、大体安定化支援事業として今年も九千万円、保険基盤安定繰入金が一億七千万円ほど、これ一般会計からの繰り入れがですね、あるわけですがけれども、それらも、ページ数でいけば百四十六ページのことを聞いている。百四十六ページと百四十七ページにかかわることを聞いているんですけども、繰入金とこれについて聞いておるんで

すけれども、いずれにしても一般会計から繰入金で合計で二億円ほどにもなっているんですけれども、それでもまだ足りないことで四千万円ほどを取り崩したというふうに理解してよろしいですね。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

一般会計の繰入金は総額で二億二百九十三万二千円ということで、保険基盤、いわゆる低所得者に対する公費負担分として七千五百八十六万八千円を繰り入れしてございます。これは県と町分でございます。それから、職員給与費等繰り入れ金ということで二千五百万円程度繰り入れしてございます。これは国保の事務を司る職員の給与でございます。それと国保に係る事務経費という形で繰り入れさせていただいております。それから、助産費等繰入金が五百三十二万円ということで、これは交付税措置されているものがいわゆる三分の二ほどございますので、いわゆる歳出ベースでの額に対して三分の二を繰り入れしたということでございます。それから、財政安定化支援事業につきましては九千万円、これについては交付税措置されている額を含め繰り入れしてございますが、交付税措置額としては一千七百万円程度でございます。それから、特定健康診査等繰入金ということで、これ特定健康診査が義務付けされてございますけれども、それにかかわる人件費ということで、保健師一人分は、国保に計上してございますので、その分として六百六十万円ほど繰り入れさせていただいております。先ほど浅利議員もおっしゃるとおり、財源的には足りないということで、六千五百万円ほどの基金のうちから四千万円ほど繰り入れさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

国保のことは国保税と国のいわゆる医療費助成といいますか、それによって成り立っているわけですがけれども、滞納もまた一番大きい税金になっているわけであります。

それです、歳入の分の国保税のですね、一般の被保険者の普通徴収の保険税がですね、これで見ますと、金額でいけば六百八十七万円、たしか二・何%ぐらい増収になりますよというようなことですがけれども、税額そのものは動かさないで、当面推移を見守るんだというお答えもしているんですけども、全体として、プラス面で見ている根拠はどこにあるんでしょうか。お聞きいたします。全体としてというよりも、百四十三ページの一般被保険者分の普通徴収分ですね。プラスで見ている根拠を。

○委員長（相馬勝治君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

二十三年度、二十四年度の対比での増額の部分につきましては、二十四年度分の算定根拠が二十三年度の徴収実績をもとに算定、それから二十三年度の予算においては、二十二年度の徴収実績をもとに算定ということで、この開きで、実績をもとにして算定した結果で八百万円の増ということで算定いたしました。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

何か、今の税務課長の話を聞きますと、徴収実績が上がっているという、ある種の自信のほどもちょっと見えたんですけども、実態的にはどういうふうな取り組みをして、どういうふうな結果になっているのか。

○委員長（相馬勝治君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

これは徴収対策といたしましては、従来を踏襲しつつ、なおかつ給与の差し押さえ、預金の差し押さえ、これらを重点的に実施した結果だと思っております。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

随分踏み込んで、預金の差し押えってそう簡単ではないのかなというふうにも思っておりますけれども、それまで今はやっているんだということではありますが、詳しいことは省き、割愛したいと思うんですけれども、それで、同時に納めやすい保険料にするということも大事だし、もう一つは子供、小学生や、資格証といいますか、そういうので受診する人がないようにするというので、子供についてというか、小学生、中学生、あるいは高校生まで含めてですね、今個別に保険証も渡しているんですかね、この子供がですね、資格証だとか、そういうふうになっている例というのは、今はないんですか、あるんですか、どういうふうな実態になっているんでしょうか。子供と言えば、まず中学生までと、それから高校生はどうなっているのかということもおわかりでしたら、説明していただきたい。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

資格関係については、基本的に中学生以下はございません。これが民主党の関係で、いわゆる中学生以下には短期を適用するという形をとってございます。ただ、高校生については今のところまだ資格の対象にはなっているかと記憶し

ていましたけれども、当町におきましては、高校生の資格者というのはございません。ただ、二十二年と二十三年ベースで比較いたしますと、短期で三十三名ほど減ってございます。それから資格で八名ほど減っているというのが現状でございます。それはいわゆる保険税の徴収率を上げたという結果だと思えます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

最後に、私は最後にしたいと思っておりますけれども、資格証明書の問題は税金を納めていない人が悪いんだということもあるというか、そういう世論も強いわけですけれども、藤崎町では実態的にこの資格証明書が発行されているという人は最近といいますか、今年度年度末だとか、去年十二月時点だとか、そういう時期にはどれぐらいありますでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

二十三年度ベースで二十二世帯ございます。被保険者数で五十三名ございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

議案第二十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案について、概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百七十一ページをお開き願います。

平成二十四年度の予算総額は歳入歳出それぞれ三億二百四十七万三千円となり、対前年度比二・五％増となるものがあります。

まず歳入についてご説明いたします。

百八十一ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料は四千六百九十八万八千円、第二目の普通徴収保険料は一千六百四十六万三千円となり、七十五歳以上の高齢者に対し、均等割額及び所得割額の合計額を年金から徴収する特別徴収と普通徴収からなるものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は二千五百六十五万三千円となり、後期高齢者医療の町が行う事務に係る職員給与費等繰入金一千九百四十五万一千円、広域連合の事務に係る職員給与費等の共通経費に係る町負担分である広域連合事務費繰入金は六百二十万二千円を一般会計から繰り入れするものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は四千六百五万三千円となり、保険料の軽減額に対する公費負担分として、これも一般会計から繰り入れするものであります。第三目の療養給付費繰入金は一億六千四百六十四万三千円となり、広域連合で実施する後期高齢者療養給付費に係る町負担分として一般会計から繰り入れするものでございます。

百八十二ページの第四款後期高齢者医療広域連合支出金第一項第一目の後期高齢者医療制度補助金は九十万円となり、

健康増進事業として高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に係る補助金であります。

第五款繰越金は、平成二十三年度三月分の普通徴収額を新年度に入ってから広域連合へ納付することになりますので、繰越金として処理するものでございます。

第六款諸収入第一項から百八十三ページまでの第三項までは名目計上及び保険料還付金等を計上するものであります。次に、歳出についてご説明いたします。

百八十七ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、後期高齢者医療に関する町が行う事務に係る職員の人件費及び後期高齢者医療システムに係る保守業務委託料等が主なものであり、一千九百八十九万円となり、対前年度比で〇・八％減となったものであります。

百八十八ページの第二項第一目の徴収費は四十六万二千元となり、保険料徴収に係る事務経費であります。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者広域連合負担金は二億八千九百九十四万八千元となり、うち保険料等負担金は一億一千百十万三千元となり、町で徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額を計上するものであります。広域連合事務費負担金は六百二十万二千元となり、後期高齢者広域連合の事務に係る職員給与等の共通経費に係る町負担分であります。療養給付費負担金は一億六千四百六十四万三千元となり、広域連合で実施する後期高齢者療養給付費に係る町負担分であり、これらの負担金はいずれも広域連合へ納付するためのものであります。

百八十九ページの第三款諸支出金第一項第一目の保険料還付金及び第二目の還付加算金を合わせて十七万円を計上するものであり、過誤納金に係る還付金等であります。

第四款の予備費は予算調整により収支均衡を図るものであります。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）



歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利君。

○浅利直志委員

百八十一ページの歳入にかかわることです。その中で、普通徴収保険料として口座から年金から引き落としになる特別徴収四千六百九十八万円ほど見ておるんですけども、後期高齢は県の広域連合でやっているわけなんですけれども、この保険料ですね、これどういう、改定期だと思っておりましたんですけども、保険料はこういうふうになったんでしょうか。前年度と比べて標準月額なり、後期高齢者の保険料はこういうふうになったのかお知らせ願いたいと思います。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

後期高齢者医療の保険料につきましては、二十四年、二十五年の二カ年の分として積算はされてございます。その中で均等割額は今までずっと変わってきません。二十年、二十一年、二十二年、二十三年、均等割額が四万五百十四円でした。それが二十四年、二十五年も同額で算出してございます。所得割額についても同様で、七・四一％、これは創設当初から変わらない額でして、青森県内全体の賦課額では大体二百五十億五千二百万円ほど予定してございます。そのうちの藤崎町分として算定されているのが一億二千八百万円とちょっとございまして、それから保険基盤安定額分を差し引き、そしてまた来年度の三月分の切りかえ分がございまして、それも差し引きます。そうしますと、藤崎町では大体六千三百四十九万六千円ぐらいになると。特徴割合が大体七四％ですので、それを掛け出しますと、四千六百九十八万七千円という状況になります。差し引きが普通徴収でございまして、これに若干の収納率等を掛け

出しますと、現年分で一千五百九十三万八千円という状況でございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

ちょっと最後の方は、後の方は余りのみ込めなかったんですけれども、その先の方のですね、先の方じゃない、前半の方の保険料ベースではですね、二年ごと改定なんですけれども、二十四年、二十五年についてはそうすれば、均等割額は四万五百十四円で変わらず、所得割分は七・四一で、基本的に前の二十二年、二十三年とほぼ同じですよというふうなことでよろしいんですか。ほかの県では、東京近郊でも五百円、千円単位で上がっているところもあるやに聞いているんですけれども、青森県は何か基金でも何でも多くして、同じような状態で済んでいるんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

均等割、所得割につきましては、額は変わっていないんですが、総体額でいきますと若干上がっているという状況でございますけれども、一人当たりに換算いたしますと大体二十二年、二十三年度ベースでは六万二千七百五十四円と。それから二十四年、二十五年では六万三千六百六十六円ということで、若干の額は上がってございます。大体一人頭九百十二円は上がっているという勘定です。率にして一・四五％というところでございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

それでは、百九十九ページをお開きいただきたいと思います。

議案第二十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十六億九千七百七十八万円となり、対前年度比六・一％の増となっております。

次に、二百五ページの歳入総括をお開きいただきたいと思います。

第一款保険料は、前年度予算額二億五千九百六十七万円に対し、本年度予算額二億七千百三万円となり、対前年度比一千百三十六万円の増額となりました。これは介護保険計画の見直しにより、介護保険料が基準額で月額五千五百円から五千八百五十円に引き上げになったことによるものです。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げたいと思います。

第三款の国庫支出金は、前年度予算額四億十三万三千円に対し、今年度予算額四億三千三百二十六万一千円となり、前年度比三千三百十二万八千円の増額となりました。主な要因といたしましては、居宅施設の要介護サービス給付、介護予防サービス給付、特定入所者介護サービス等の支出増加に伴って、介護給付費の負担割合に基づく負担分がふえたことによるものでございます。

第四款支払基金交付金は、前年度予算額四億四千八百三十六万二千元に対し、本年度予算額四億八千二百十四万五千元となり、前年度比三千三百七十八万三千円の増額となりました。こちらも先ほど申し上げました三款の国庫支出金同

様、介護給付費等の支出の増に伴って、ルール分の支払基金負担分がふえたことによるものでございます。

第五款県支出金は、前年度予算額二億二千百四十七万七千円に対し、本年度予算額二億三千七百七十五万六千円となり、前年度比一千六百二十七万九千円の増額となりました。こちらも介護給付費等が増となったことにより、ルール分の県負担額がふえたことによるものです。

繰入金は、前年度予算額二億六千四百五万五千円に対し、今年度予算額二億六千七百八万六千円となり、前年度比三百三万一千円の増額となりました。

続きまして、二百六ページの歳出総括をごらんいただきたいと思います。

第一款総務費は、前年度予算額六千八百六十六万八千円に対し、今年度予算額六千六百六十六万二千元となり、対前年度比七百万六千円の減額となりました。これは職員の異動と第五期の介護保険計画策定にかかわる経費がなくなったことによるものです。

第二款保険給付費は、前年度予算額十四億八千八百二十四万二千元に対し、本年度予算額十六億七十七万九千円となり、前年度比一億一千二百三十五万七千円の増額となりました。主な理由につきましては後ほど説明いたします。

第三款地域支援事業費は、前年度予算額三千二百五十八万円に対し、今年度予算額二千九百二万四千元となり、前年度比三百五十五万六千円の減額となりました。こちらについても後ほど説明したいと思います。

二百九ページをごらんいただきたいと思います。

第一款の保険料ですが、この二億七千百三万円の保険料は、六十五歳以上の方に対する賦課納付分であります。前年度比一千百三十六万円の増額となっております。これは介護保険計画の見直しにより、介護保険料の見直しが行われたことによるもので、基準額月額で五千五百円から五千八百五十円の三百五十円、率にして六・四％の引き上げになったことによるものです。引き上げの要因といたしましては、国による負担割合の見直しが行われ、六十五歳以上の方が負担する介護保険料の負担割合が二〇％から二一％に引き上げになったこと。国の社会保険診療報酬審議会による介護報

酬の見直しが行われ、率にして〇・七%の増額改定になったこと等が見込まれることによるものであります。景気が低迷する中、住民の皆さんに負担を求めることはつらいのですが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

歳出の二百十九ページをごらんいただきたいと思えます。

第二款保険給付費の詳細を説明いたします。保険給付費は、介護保険事業において大きな割合を占めておりますので、介護サービス等諸費の内容項目を説明させていただきます。一目介護サービス等諸費の説明欄にあります居宅介護サービス給付費は、デイサービス等、在宅の方に対する介護サービスです。五億二千五百三十万三千円で、前年度比五千二百四十一万二千元、率にして一一・一%の増となっております。これは制度の周知もあり、全般的に利用者がふえており、特に要介護三の介護状態の中程度の方の利用の増加が著しいことによるものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費ですが、グループホーム等の介護サービスでございます。二億五千二百三十四万五千元で、前年度比九百一十一万七千元、三・五%の減少となっております。これは要介護一の介護状態の軽度の方の利用が減っていることによるものであります。

次に、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム等の施設サービスです。五億七千四百九十万二千元で、前年度比四千六百五十万七千元、八・八%の増加となっております。これは要介護一、二の介護状態が軽度の方の施設の入所が減り、逆に要介護三以上の介護状態の中程度の方の入所がふえていることによるものであります。

次に、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費は、平成二十二年度実績及び平成二十三年見込み額から見込計上したものでございます。

二百二十ページをごらんください。

居宅介護サービス計画給付費は居宅サービス計画の作成等に対する給付です。七千五十七万七千元で、前年度比六百九十万三千元、一〇・八%の増となっております。これも居宅サービス等給付費と同様の理由によるものでございます。次に、二目介護予防サービス等諸費の説明の欄にある介護予防サービス給付費は、要支援の方に対する介護状態になる

ことを予防するサービスです。四千九百四十九万一千円で、前年度比四百六十一万二千元、一〇・三%の増となっております。これも居宅介護サービス等給付費のところで申し上げましたが、制度の周知から、利用者がふえていることによるものでございます。次に、地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援の方のグループホーム等の利用です。百九十二万二千元で、前年度比一万九千元の減となっております。介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費は、平成二十二年度実績、平成二十三年見込み額から見込み計上したものでございます。次に、介護予防サービス計画給付費は、要支援の方に対する介護サービス計画作成に係る給付費です。六百二十万八千元で、前年度比七十万四千元、一二・八%の増となっております。これも制度周知から利用者が増となっていることによるものです。

次に、二百二十一ページをごらんください。

三款地域支援事業介護予防事業費ですが、一目これまで介護予防特定高齢者施策事業費から名称変更になった二次予防事業費は、要支援、要介護状態になる可能性の高い方、これは特定高齢者と申しますが、の運動機能の低下を防ぐ通所型介護予防事業が主なもので、百七十九万八千元で、前年度比八万七千元増のほぼ横ばいとなっております。二目介護予防一般高齢者施策事業費から名称変更になった一次予防事業費は、一般の高齢者に対する運動機能の向上やこもり、うつ予防、脳トレ教室などが主なもので、四百五十七万八千元で前年度比一万一千円の減と、ほぼ前年度並みでございます。

続いて、二百二十二ページをごらんいただきたいと思えます。

二項の包括的支援事業・任意事業費は、町地域包括支援センター業務委託に関連する事業が主なもので、先ほど申しました特定高齢者から要支援の方までの一貫したサービスを提供する一目介護予防ケアマネジメント事業の四百二十万六千元、二百二十三ページの要介護の方を介護する人を支援する事業や、成年後見制度利用支援事業が中心の四目任意事業の二百五万一千円は、ほぼ前年度並みとなっております。戻っていただきまして、いろいろな相談を受ける二目の総合相談・権利擁護事業は五百七十五万九千元で、第五期介護保険事業計画策定のための実態調査が終了したことから、

前年度比九十二万一千円の減、介護関係者同士介護等医療関係者のネットワークづくりが中心の三目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は一千六十三万二千元で、介護システムの変更が終了したことから、前年度比二百四十六万一千円の減となるものであります。以上、概要を申し上げます。

○委員長（相馬勝治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利君。

○浅利直志委員

ページ数でいきますとですね、二百九ページの保険料にかかわることでございます。

この間、介護保険料についてもですね、国、あるいはまた藤崎町でも介護保険の積み立てというか、そういうものをしてですね、困ったときには借りようと。藤崎町の一時借りたときもあったわけですがけれども、この保険料を決めるに当たってですね、この積立金も十分活用して引き下げ、保険料がだんだん当初スタートしたときには全国平均で三千円ぐらいからスタートしているわけですので、急激に上がらないように、あるいはだんだん上がっていくことを抑制しようということだったんですけれども、一体、藤崎はどれぐらい積み立てをして来てですね、今回余り使われていないということと、それから保険料を下げるために、返還されているんですけれども、どれぐらい返還されたのかということをお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問は、県の介護保険財政安定化基金についてのご質問だと思います。県の財政安定化基金につきましては、県全体の総額で拠出額が十四億六千二百三十五万三千二百五十三円の各市町村からの拠出額がございます。その

うち、県全体で六億九千九百九十九万九百八十一円、今回の介護保険料の引き下げのために各市町村に交付になっております。率にいたしましては、大体四七・八六％程度だと考えてございます。そこで、藤崎町の拠出額でございますが、一千八百三万七千八百十五円の拠出をしてございます。そのうち交付になる金額が八百六十三万四千三百五十円でございます。これにつきましては、今現在、県の二月定例県議会において上程されているところであります。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

今のことと関係して、上程されているかどうかというのもありますんですけども、今やっているんでしょうから。八百六十万円ほど返還されるということなわけです。ですから、これを保険料の軽減にですね、計算上ですね、これを全額保険料の軽減に算入して五千八百五十円というのを算出しているんですよ。そのことを関連してお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問でございますが、県の方から交付になる八百六十三万四千三百五十円について、第五期の保険料の方に反映されているかというご質問だと思います。介護保険の保険料の算定につきましては、国で示すワークシートの中で計算をしてございます。その中に、今回県の方から交付になります八百六十三万四千三百五十円については、交付になるものとして収入として見込んで算出をしてございます。その結果、五千八百五十円という金額が出たものでございます。以上です。



○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

算入してしかるべきかなとも思うんですけれども、算入して計算しているということですので、それですね、ページ数でいきますとですね、これは二百十八ページですね。介護認定審査会といいますか、ここで七百四十八万円ほど、今年も計上している。ほぼ前年度並みということなんですけれども、大体これを年間どれぐらい認定審査をですね、藤崎町ではこうやってですね、要介護度一にも認められなかったじゃ、支援にも認められなかったじゃという人までもあるわけなんですけれども、全体でもいいんですけれども、藤崎でこう申請したものがですね、どれぐらい認められている実体にあるのか、その辺は明らかでありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまの認定調査にかかわる認定費のことですが、予算の中身としては八百三十件ほど見てございます。これは町で行う一次の審査とそれから広域連合の方で行う二次の審査と両方ございます。年間としては双方とも八百三十件ぐらいというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

藤崎町分が八百三十件という意味ですか、それとも全体なわけないな、藤崎町分が八百三十件、審査対象が。審査の対象にしたのが。その中で、介護度として認定されなかったとか、そういうのはどれぐらいの割合であるものなんですし

ようかということについてはどうでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

休憩いたします。

休 憩 午前十一時〇七分

---

再 開 午前十一時〇八分

○委員長（相馬勝治君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

今のそれこそ八百三十件に対して、どれだけ認定されているのかというご質問でございますが、八割程度の方は認定をされているものというふうに認識をしております。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

それ、八割ぐらいというか、そういうことですね、聞いてもおるんですけれども、「実際申請したけれども、まいねしたじゃ」ということですね、聞くものですから。それで、この認定調査等をですね、委員でも委員の連合の方に行っている方もいらっしゃるんですけれども、具体的に言えばですね、どういうふうな流れでですね、認定していく流れというのは、こっちで調査するとか、そういう段階を過ぎて、段階を踏んでいって、認定調査会といいますか、これはどういう専門家、医者も含めて専門家も含めてやるわけでしょうけれども、どういう内容でですね、審査をやってい

らっしゃるのかということをかいつまんでお知らせしていただけたらなと思います。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問は、認定審査の流れのお話だと思います。

まず最初に、町の方で一時審査ということで、調査シートに基づきながら、まず審査を行います。その結果を津軽広域連合の方の介護認定審査会の方に送付をいたします。その津軽広域連合の方では、まず医療分野における審査、これには精神科のお医者さんとか、一般のお医者さんとか、歯科のお医者さんとか、薬剤師とかが入っております。そこによる審査、それから保健分野ということで、介護士、保健師、老人保健施設の関係者、理学療法士、作業療法士、柔道整復師の方が入っている審査会がございます。そちらの方での審査、それから福祉分野ということで、老人福祉施設の関係者、包括支援センター等の関係者、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の方の福祉の関係の分野での三つの審査が行われている。その結果として介護の認定がされているものでございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利君。

○浅利直志委員

ページ数でいけば二百十九ページ、課長が大分丁寧に説明していただいたことにかかわることです。町長にお聞きいたします。

この中でですね、地域密着型介護サービス二億五千二百三十四万円ほど、グループホームといいますか、この分野は多少前年度から見れば減っているんだというようなこと、金額的にですね。最近は聞いたこと、前の担当者といいますか、そのとき聞いたこともあるんですけども、グループホームだとかのそういうもっと建てたいとか、そういうのを

ですね、町長としてはですね、町としても余り歓迎しないから今となっては保険料も高くなるしというようなことも聞いたんですけども、聞いたことがあるんですけども、町長としてはこのグループホームなどのですね、設立申請だとか、そういうのがあればですね、どういうふうな対応の仕方を基本としていくつもりなのかですね、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（相馬勝治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

予算に関連したことでございますので、浅利委員に成り代わって委員長に特別理解を求めたいと思います。

いろいろな施設の方と、私、町長に就任になってからも、いろいろな意味で高齢者のこと、あるいは介護保険制度のこと、いろいろ協議させていただいております。その中で、県内でも、あるいは全国的に見ても、人口割に対しては、我が町は施設関係は高齢者のための特養とかですね、あるいは民間でやっているデイサービスとか、恐らく県内トップ、日本でもトップクラスだろうと、施設数が。よって、気軽にお年寄りの皆さんが軽い認定を受けたものでも、足を運んで、あるいは迎えに来てもらって、食事をしながらお風呂に入って懇談するというのが大変多くなっているというようなお話も賜っています。ただ、近い将来、あるいは遠い将来でも、いろいろな団体からそういうお話があった場合はですね、担当課と重々協議して、いろいろ判断に付したいと、そういう考えでございます。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

トイレ休憩のため、十一時半まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時 十五分

---

再 開 午前十一時二十八分

○委員長（相馬勝治君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、議案第三十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

それでは、議案第三十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計予算案について、予算書の二百四十三ページから、二百四十五ページの予算実施計画でご説明いたします。

予算書の二百四十三ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款水道事業収益として、三億六千九百九十七万九千円を計上いたしました。第一項営業収益が三億六千七百八十五万七千円であります。内訳としましては、第一目給水収益が三億六千万円、これはメーター使用料を含む水道料金であります。第二目その他営業収益が七百八十五万七千円であります。内訳は、住宅等の新築、改築に伴う工事検査手数料、給水工事業者を新規に指定する際の工事業者指定手数料及び一般会計からの消火栓維持管理負担金などであります。第二項営業外収益が二百十二万円であります。内訳としましては、第一目受取利息及び配当金が九十二万六千円であります。主なものとしましては、預金利息十四万七千円、農業集落排水事業会計に運転資金としての長期貸付金利息七十

七万九千円であります。第二目他会計補助金が三十一万一千円、これは広域化対策補助金として一般会計から繰り入れする補助金であります。第三目雑収益が八十八万三千円、これは津軽広域水道企業団からの保守業務委託料四十六万二千円と、官舎賃借料四十二万円などであります。第三項特別利益は二千円、これは名目計上であります。

次に、二百四十四ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億六千九百九十七万九千円を計上しました。第一項営業費用が三億一千二百六十八万八千円であります。内訳としましては、第一目浄配水費が一億七千三十二万四千円で、主なものとしましては、津軽広域水道企業団からの受水費一億三千五百七十六万三千円、浄水場電気料が二カ所分で五百四十万円、水道メーター更新費が一千三十一万一千円、消火栓修繕費が七百五十三万七千円、水質検査委託料が百九十八万円などあります。第二目総係費が四千九百四十四万九千円で、主なものとしましては、職員の給与費が三千三百九十五万一千円、上水道台帳作成業務委託料が百五十八万四千円、水道メーター検針委託料が四百八万円などあります。第三目減価償却費が九千二百九十一万二千円あります。第四目資産減耗費が二千円、第五目その他営業費用一千円、これは名目計上であります。第二項営業外費用が四千四百六十三万五千円あります。内訳としましては、第一目支払利息が二千四百六十三万四千円で、これは企業債の償還利息であります。第二目消費税及び地方消費税が二千万円、これは消費税納付見込額であります。第三目雑支出が一千円。これは発生時に対応するための名目計上であります。第三項特別損失が五十万一千円で、内訳は第一目固定資産売却損が一千円、これは発生時に対応するための名目計上であります。第二目過年度損益修正損は五十万円を見込んでおります。第四項予備費が一千二百十五万五千円あります。これは緊急事態に対応できるように予算調整も含めて計上したものであります。

次に、二百四十五ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

初めに、収入ですが、第一款資本的収入として一千百三十九万九千円を計上いたしました。内訳としましては第一項他会計出資金が七百七万七千円、これは上水道の広域経営を促進するための企業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れする補助金であります。第二項他会計負担金八十万円、これは消火栓新設費用の一般会計負担分であります。第三項工事負担金五十万円、これは既設配水管の移設工事費用であります。第四項長期貸付金第一目他会計貸付金が三百二万二千円であります。これは農業集落排水事業会計への長期貸付金の元金償還分であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として一億一千七百七十四万九千円を計上いたしました。内訳としましては、第一項建設改良費が一千二百二十万六千円であります。主なものとしては、第一目浄配水設備費が百十二万四千円で、これは消火栓設置工事費及び配水管移設工事費であります。第二目固定資産購入費が一千百八万二千円で、主なものとしては、水道メーター購入費が百九十八万五千円及び水道料金システムの更新に係る費用八百七十四万四千円などであります。第二項企業債償還金は一億五百五十四万三千円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億六百三十五万円については、損益勘定内部留保資金及び減債積立金等で補てんするものであります。以上で、議案第三十号の説明を終わります。

○委員長（相馬勝治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十一号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

それでは、議案第三十一号平成二十四年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案について、予算書の二百六十九ページから二百七十一ページの予算実施計画でご説明いたします。

二百六十九ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款集排事業収益として二億五千三万五千元を計上いたしました。

第一項営業収益が一億八百八十三万三千元であります。内訳としましては、第一目集排使用料が九千二百万円でございます。第二目雨水処理負担金は一千六百七十四万二千元で、これは雨水処理に要する資本費に相当する額として一般会計からの繰り入れするものであります。第三目その他営業収益は九万一千円であります。これは下水道検査手数料が主なものであります。

第二項営業外収益が一億四千百二十万円あります。その内訳は、第一目受取利息及び配当金が一千円、これは名目計上であります。第二目他会計補助金が一億四千百十九万八千元で、これは一般会計から繰り入れする補助金であります。第三目雑収益が一千円で、これは名目計上であります。

第三項特別利益が二千元で、これは第一目過年度損益修正益等の名目計上であります。

次に、二百七十ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

第一款集排事業費用として二億五千三万五千元を計上いたしました。第一項営業費用が一億七千七百六十二万四千元あります。内訳としましては、第一目管渠費が一千二百四万四千元、主なものとしましては中継ポンプ電気料二百七



十八万八千円であり、マンホールポンプ維持管理やマンホールポンプ等点検業務及び污水管清掃等業務などの委託料が六百十万円六千円などであります。第二目処理場費が四千六百四十二万三千円で、主なものとしましては処理場七カ所の施設維持管理業務委託料が一千四百七十一万円、水質検査等業務委託料が百十九万四千元、処理場の電気料が八十六万八千円、電気保安業務委託料が六十六万七千円、動力電力料が一千三百十九万一千円であります。その他汚泥収集運搬手数料、脱水汚泥収集運搬手数料、脱水汚泥処分手数料、汚泥肥料製造手数料などの手数料が八百三十一万四千元となっており、薬品費が百八十三万六千円、各処理施設の機器修繕費として四百十八万八千円などあります。第三目総係費が二千三十一万一千円、主なものとしましては、職員の給与費として一千七百六十一万九千円、飯田、林崎処理施設維持管理費負担金百九十万五千円などあります。第四目減価償却費が九千八百八十四万四千元であります。第五目資産減耗費一千円、第六目その他営業費用一千円あります。

第二項営業外費用が七千二十九万一千円あります。内訳としましては、第一目支払利息及び企業債取扱諸費が六千八百五十九万円あります。主なものとしましては、企業債償還利息が六千七百六十六万円、水道事業会計からの長期借入金利息が七十八万円あります。第二目消費税及び地方消費税が百七十万円、これは納付する消費税の見込額であります。第三目雑支出が一千円あります。

第三項特別損失が十二万円を見込んでおります。

第四項予備費が二百万円であり、これは緊急事態に対応できるように予算計上したものであります。

次に、二百七十一ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款資本的収入として八千四百二十五万円を計上いたしました。第一項企業債第一目下水道事業債が四千九百六十万円、これは常盤処理場機能強化工事事業にかかわる下水道事業債九百六十万円と減価償却費と元金償還金との差額分に相当する資本費平常化債四千万円あります。

第二項出資金第一目他会計出資金は二千五百万円で、これは下水道事業債の償還元金の一部を一般会計から出資金として繰り入れするものであります。

第三項補助金第一目国庫補助金は九百六十五万円で、これは常盤処理場機能強化対策事業にかかわる国庫補助金であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として一億九千二百五十九万七千円を計上いたしました。第一項建設改良費第一目排水事業費は、一千九百三十万円で、これは常盤処理場機能強化事業の施工監理委託及び工事請負費であります。

第二項第一目企業債償還金は一億七千二十七万五千円であります。

第三項他会計借入金償還金第一目他会計長期借入金償還金が三百二万二千円であります。これは水道事業会計からの借入金の元金償還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億八百三十四万七千円については、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。以上で、議案第三十一号の説明を終わります。

○委員長（相馬勝治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。奈良岡君。

○奈良岡文英委員

二百七十一ページの資本的支出の排水事業費の常盤処理場機能強化事業について質問いたしますが、これは二十三年度におよそ二千九百万円ほど、二十四年度に一千九百万円ほどという事業になっておりますけれども、これをやることによって、その処理能力といいますか、どのぐらい、事業内容も含めて、事業が終わった後の処理能力はどのようになっていくのかお伺いいたします。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

お答えします。

この常盤地区の処理施設の機能強化工事については、平成二十三年から二十四年度の継続事業で実施しているものでございまして、平成二十三年度においては、脱臭装置の製造及び汚泥脱水機の部品交換等が主な工事でございます。そしてまた、二十四年度については、老朽化している上澄水排出装置というのがあるんですが、そのシリンダー部の更新ほか、回分槽コントローラーの更新とか、回分槽の覆蓋化、ふたをかける事業になるんですが、主なものがそういう工事でございます。常盤施設においては、平成五年四月一日に供用開始して以来、十五年以上経過している施設でございます。よって、機能強化工事の事業の診断の際にですね、県の方とも確認して、事業診断を行った結果、機能が大分低下していると、機器類が大分低下しているということから、主な機器類の更新工事ということで、工事をした上では改善されるということでございます。

○委員長（相馬勝治君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

あの辺は、周辺の処理人口が宅地化が進んで、これからも人口がふえる可能性もありますし、常盤小学校の基本計画によれば、学校がまた処理場の方に近くなると、校舎が。そういうことも予想されるんですけども、今回の工事によって、この処理能力というのは、人口で言えば何人ぐらいになるんですか。処理する前の、今の人口とそれから処理能力、機能強化した後の処理人口は何人になるのか伺います。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

お答えします。

常盤処理場についてはですね、計画人口というか、行政人口及び区域内人口がですね、一千六百五十一名、今現在は加入率等が八六％を超えている施設でございますので、大分使用頻度が大きい施設でございます。まして当時建設されたときと比べまして、におい等も今回の工事で大分においもなくなると。脱水機能を充実させるとか、あるいは回分槽、処理室にふたをかけるとか、そういう面では今以上の改善が見込まれる工事でございます。

○委員長（相馬勝治君）

奈良岡君。

○奈良岡文英委員

あそこに処理場から汚泥が全部集まって来る機能もありますし、学校も近くなってくると。校舎が近くなるということもありますので、悪臭が環境を悪化するという、悪臭が学校とかの環境を悪化させるというような事態にはならないようにしていただきたいと思います。

それから、水道事業から借り入れしている長期借入金は、今現在どのぐらい残っているんですか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

お答えします。

水道事業会計からですね、平成十九年度から合計で一億一千五百万円ほど借り入れしてございます。平成二十三年度末の残高として一億五百六十七万八千円ほどでございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第三十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

それでは、議案第三十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計予算案について、予算書の二百九十七ページから二百九十九ページの予算実施計画でご説明いたします。

予算書の二百九十七ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として二億一千三百二十九万五千円を計上いたしました。第一項営業収益が一億四百四十四万四千円であります。内訳としては、第一目下水道使用料が八千九百万円でございます。第二目雨水処理負担金が一千万三千円、これは雨水処理に要する資本費に相当する額として一般会計からの繰り入れするものであります。第三目その他営業収益が四十一万一千円で、これは下水道検査手数料などであります。

第二項営業外収益が一億八百八十四万九千円であります。内訳としましては、第一目受取利息及び配当金が一千万円で、これは預金利息の名目計上であります。第二目他会計補助金が一億八百八十四万七千円、これは分流式下水道に要する経費を資本費対策分及び下水道債、特別措置分、一般会計から繰り入れする補助金であります。第三目雑収益が一千万

であります。これは名目計上でございます。

第三項特別利益が二千円であります。

次に、二百九十八ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

第一款下水道事業費用として二億一千三百二十九万五千円を計上いたしました。第一項営業費用が一億四千百四十二万円であります。内訳としましては、第一目管渠費が六百四十六万六千円で、主なものとしましては、マンホールポンプ場の電気料が百万八千円、マンホールポンプ維持管理委託料、マンホールポンプ等点検業務委託料、汚水管清掃業務委託料等の委託料として三百五十九万四千円などであります。第二目総係費は五千二百七十一万六千円で、主なものとしましては、職員の給与費一千五百八十三万九千円で、岩木川流域下水道維持管理関連市町村負担金が三千五百九十九万九千円であります。第三目減価償却費が八千二百二十三万六千円。第四目資産減耗費一千円。第五目その他営業費用が一千円、名目計上でございます。

第二項営業外費用が七千七十七万五千円であります。内訳としましては、第一目支払利息及び企業債取扱諸費が六千八百三十七万四千円で、うち企業債償還利息が六千八百二十二万四千円が主なものでございます。第二目消費税及び地方消費税が二百四十万円で、これは見込みの納付税額でございます。第三目雑支出が一千円、これは名目計上でありませ

第三項特別損失が十万円を見込んでおります。

第四項予備費第一目予備費は百万円で、これは緊急事態に対応できるよう予算計上したものでございます。

次に、二百九十九ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款資本的収入として一億三千六百十万円を計上いたしました。第一項企業債第一目下水道事業債が九千七百十万

円であります。内訳としましては、流域下水道事業債が四百二十万円、資本費平準化債が七千九百万円、下水道事業債特別措置分が一千三百九十万円であります。

第二項出資金第一目他会計出資金三千九百万円、これは企業債元金償還金に充当するための一般会計から繰入金であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として二億二千二百十三万八千円を計上いたしました。第一項建設改良費が四百二十六万円で、これは岩木川流域下水道事業建設負担金であります。

第二項企業債償還金、第一目企業債償還金は、二億一千七百八十七万八千円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千六百三万八千円については、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。以上で、議案第三十二号の説明を終わります。

○委員長（相馬勝治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利君。

○浅利直志委員

今、阿部さんの方から、代理の方からですね、説明を承ったんですけれども、その中にはちょっと、その中にあったのかも……、もっと単刀直入にいきましょう。ページ数でいけば、三百四ページに、級別職員数というのがあります。そのことなんですけれども、これ、下水道の方は二十三年は一人体制、いわゆる仕事は一緒にしているんだかもしれないんですけれども、一人体制でいって、二十四年度は二人だと。集排の方は二人から一人にするというふうにちょっと私は見たんですけれども、これは会計処理上のもので、合計では集排と下水道は足し算すれば同じなんですけれども、これはどういうねらいなんだろうかと思います。集排の方を少し楽にするためにそうしていた、極端に言えばですね。

そういうことなのか。何か現状に合わせたとか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（阿部 悟君）

お答えしますけれども、集排の方の事業の方では、二人人件費を見ております。また、下水道の方でも二人見ておりますけれども、これはある意味、経営状況をかんがみ、二名ずつの配置として考えております。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって予算特別委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

委員の皆さん、熱心な討論を大変ご苦労さまでした。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に感謝を申し上げますとともに、非才な委員長にご協力



いただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後〇時〇〇分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 相 馬 勝 治